

## 平成30年度第1回高知県希少野生動植物保護専門員連絡会議 (要旨)

日時 平成30年10月18日(木) 9:30~11:40

場所 職員能力開発センター202 会議室

参加者(敬称略):

保護専門員: 石川慎吾、前田綾子、伊谷行、濱田哲暁、斉藤知己、中山紘一、町田吉彦、谷地森秀二、  
三本健二

事務局: 環境共生課 課長三浦裕司 課長補佐松尾文昭 チーフ貝川陽一 主幹 宮地亜希  
株式会社西日本科学技術研究所 押岡 長久保

### 1. 開会

#### 【事務局より開会挨拶と事務連絡】

- ・挨拶。(県林業振興・環境部 環境共生課課長 三浦)
- ・出席者の紹介。
- ・審議の内容は、県で定める「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、ホームページで公開する。ただし、「審議会等の会議の公開に関する指針」3の(1)に該当する希少野生動植物の分布状況や生息状況に関する事項は非開示とする。

### 2. 議事

#### 議事1 高知県版外来種リスト作成について

##### 【事務局】

・平成26年度に公表された「外来種被害防止行動計画」(環境省・農林水産省・国土交通省)で、「外来種に関する条例の策定」と「侵略的外来種リストの策定」が47都道府県でなされることが行動目標になっており、高知県も優先度を踏まえた外来種対策の推進のため、平成31年度には高知県版の外来種リストや防除マニュアルを作成する計画である。平成31年度の外來種リスト作成事業計画(案)についてご意見をいただきたい。

##### 【専門員からの意見】

#### 1) 県内における外来種に関する資料・確認(収集)すべき資料

- ・河川水辺の国勢調査(河川版・ダム湖版)関係資料
- ・道路事業等におけるアセス関係の調査資料
- ・新聞記事等報道資料
- ・平成18年度外来種生息分布調査(陸上脊椎動物)委託業務報告書
- ・貝類については、レッドデータブック事業で調査したデータがある。

#### 2) ヒアリングしたほうが良い専門家や関係機関

- ・高知県警(逃げ出したペットの情報)
- ・動物園、水族館等の動物を飼育している公共施設(持ち込まれた動物の情報)
- ・鳥類に関する四国の協議会、高知県鳥獣保護管理員、各猟友会
- ・昆虫は種類が非常に多いので、それぞれの専門家にヒアリングが必要である。

### 3) 評価方法のアイデア

- ・外来種の基準（定義）、定着の判断基準を明確にする必要がある。
- ・国外移入、国内移入の区別について考えておく必要がある。
- ・生態系への影響と経済的被害はわけて考える必要がある。
- ・静水域と流水域で区別して考えることも必要ではないか。

### 4) 本県で注意が必要と考えられる種

- ・高知県にはいないが四国3県には生息する種
- ・他県に生息する種

### 5) 効果的な外来種対策の仕組み、実施体制、対策の事例、アイデア

- ・確認状況を市町村別に整理しておく。（市町村への普及啓発に効果あり）

### 6) その他

- ・正確に評価するには、データがほとんどない種もあるので、調査が必要であるし、時間もかかるだろう。
- ・外来種の中には、県内で減少傾向にある種もある。整理にあたっては、増加や減少の傾向等も示すことも重要である。

#### 【事務局】

- ・いただいた意見を整理して、次回の連絡会議で平成31年度の事業計画について報告する。

## 議事2 県指定希少野生動物種の指定について

#### 【事務局】

平成30年10月にレッドデータブック動物編の改訂版が発行され、植物編も来年度にはリストができる。一定県の野生生物の状況が把握できたと考えおり、県指定希少野生動植物の指定の検討をはじめたい。指定案の決定方法などについてご意見をいただきたい。

### 1) 県指定希少野生動植物の指定までの流れ

#### 【事務局】

2018年度に2回、2019年度に3回の専門員連絡会議を開催し、県民意見募集、関係機関の調整のあと、指定種案を決定する。その後、高知県希少野生動植物保護条例の規定を経て、指定告示となる。

#### 【専門家意見】

・第1次指定の時には、希少種の専門家として、専門分野以外についても指定種案の提案をし、議論をした。

### 2) スケジュール

#### 【事務局】

順調に進めば、2020年4月に告示する予定である。

### 3) 高知県希少野生動植物保護条例の規定による「県指定希少野生動植物」指定の手続き

#### 【事務局】

高知県希少野生動植物保護条例7条に規定しており、現指定種の解除についても同じである。

#### 4) 指定案決定方法・指定候補種の選定のポイントについて

##### 【事務局】

- ・高知県レッドリスト掲載種のうち絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に選定された種であること。
- ・希少野生動植物保護基本方針に合致しているかどうか。
- ・調査が十分で県内の生息、生育地がわかっている種かどうか。
- ・チェックリストを作成し、指定種案を絞っていく。

##### 【専門家意見】

・徳島県はチェックリストを使用して指定種を絞り込んでいったが、点数化することで緊急性が専門外の方でもわかりやすくなり、共通の理解が得られた。ただし、何点以上が指定種になると決めていたわけではない。

・絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に選定された種が対象となっているが、近い将来捕獲圧が高まる可能性のある、準絶滅危惧については対象とならないのか。

→条例の中では、第2条に希少種の定義があり、準絶滅危惧については、希少種の定義に入らない。客観的にみて明らかに危険となれば、準絶滅危惧でも指定できるように条例を改正することになるが、根拠の整理を行政サイドとするのは難しい。(事務局)

#### 6) 希少種保護について

##### 【専門家意見】

・保護条例で種を指定しても、公共事業については施行規則の例外規定があり、適用されない。条例は民間企業への規制である。公共事業についての自主規制が必要である。

・開発行為の前には、専門家や環境審議会へ意見を聞くなど、もう一段・二段ステップが必要ではないか。

#### 3. 報告等

##### ・高知県レッドデータブック（動物編）改訂について

事務局より、平成30年10月15日に発行し、県内書店で販売を開始したことを報告。

##### ・標本の保管・管理について

レッドデータブック改訂事業で得た標本の取扱や高知県内にある貴重な標本について、今後どう保管・保存していくか、意見交換を行った。

##### 【閉会】

事務局より御礼の挨拶を述べ、会議を閉会した。